来年度　小中学校新１年生の保護者の皆さまへ

就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内

就学援助制度とは

経済的理由で就学が困難な児童、生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費、通学用品費、修学旅行費等の費用の一部を援助する制度です。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給とは

入学時に必要なランドセルや制服等の費用の一部を援助するために、就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費を入学前の３月に支給するものです。

【支給金額】　入学予定者１人について　小学校６４，３００円　中学校８１，０００円

【支給時期】　入学前３月（予定）

【支給方法】　板倉町教育委員会より保護者の口座に直接振り込みます。

対象となる方

・来年度４月に板倉町立小中学校に就学予定のかた

・就学援助制度の認定基準※１で「準要保護者※2」に該当するかた

※1　就学援助の認定基準

⑴生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた人で、生活が困窮している者

⑵町県民税、固定資産税、国民健康保険税、事業税及び国民年金の掛金の非課税、減免、徴収猶予を受けている者

⑶児童扶養手当の支給を受けている者

⑷生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている者

⑸保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

⑹保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者

※２　準要保護者

世帯全員の収入額(給与所得者以外については所得額)の合計が、生活保護基準額の１．２倍以下の者で、教育委員会が援助を必要と認める者。

裏面へつづく

申請手続き方法

申請書類	申請書類は、板倉町教育委員会事務局 総務学校係にて配付します。 詳細は、お問い合わせください。
申請期間	入学前の１月中
提出先	板倉町教育委員会事務局 総務学校係
審査方法	２月に行う教育委員会議にて審査を行います。
結果通知	入学前の３月上旬に、板倉町教育委員会から郵送により通知します。

注意事項

- 「新入学児童生徒学用品費の入学前支給」とは別に、入学後の学用品費や校外活動費等の支給を希望される場合は、「入学年度 就学援助制度」の申請が必要になります。
- 「新入学児童生徒学用品費の入学前支給」を受けた方については、「入学年度 就学援助制度」の新入学児童生徒学用品費は対象となりません。

お問い合わせ先

就学援助制度や新入学児童生徒学用品費の入学前支給についてご不明な点は、
下記までお問い合わせください。

〒３７４－０１９２　　群馬県邑楽郡板倉町大字板倉２６８２番地１
板倉町教育委員会事務局　総務学校係　ＴＥＬ：０２７６－８２－６１５３（直通）